

館小学校いじめ防止基本方針

令和5年4月
(平成26年2月26日策定)

1 いじめの防止についての基本的な考え方

いじめとは、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」であり、いじめにあたるか否かの判断は、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとされている。(文部科学省 HP より)

いじめは、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である。また、どの児童も被害者にも加害者にもなりうる。これらの基本的な考えを基に教職員が日頃からささいな兆候を見逃さないように努めるとともに、学校全体で組織的に対応していく必要がある。

何より学校は、児童が教職員や周囲の友人との信頼関係の中で、安心・安全に生活できる場でなくてはならない。児童一人一人が、大切にされているという実感を持ち、互いに認め合いながら、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりに取り組んでいく。そうした中で、児童が自己肯定感や自己有用感を育み、仲間と共に人間的に成長できる魅力ある学校づくりを進める。

2 いじめ防止対策組織について

本校では、「いじめ防止対策組織」として、「いじめ・不登校対策委員会」を設置する。校長、教頭、教務主任、校務主任、全担任、養護教諭等で構成し、必要に応じて、スクールカウンセラー等を加える。

(1) 「いじめ・不登校対策委員会」の役割

ア 「館小学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施と進捗状況の確認

- ・ 学校評価アンケートを行い、学校におけるいじめ防止対策の検証を行い、改善策を検討していく。

イ 教職員への共通理解と意識啓発

- ・ 年度初めの職員会議等で「館小学校いじめ防止基本方針」の周知を図り、教職員の共通理解を図る。
- ・ いじめアンケートや教育相談の結果の集約、分析、対策の検討を行い、実効あるいじめ防止対策に努める。
- ・ いじめ防止に関する校内研修を計画し、児童理解やいじめ対応に関する教職員の資質向上に努める。

3 いじめの防止等に関する具体的な取組

(1) いじめ未然防止の取組

ア 児童同士の関わりを大切にし、互いに認め合い、共に成長していく学級づくりを進める。

イ 児童の活動や努力を認め、自己肯定感や成就感を育むとともに、「わかる」授業づくりに努める。

ウ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、体験活動を推進し、命の大切さを実感させたり、相手を思いやる心の醸成を図ったりする。

エ 情報モラル教育を推進し、児童がネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、ネットいじめの加害者、被害者とならないよう継続的に指導する。

(2) いじめの早期発見の取組

ア いじめアンケートや教育相談を定期的に実施(年3回)し、児童の小さなサインを見逃さないように努める。

イ 教師と児童との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。

ウ いじめ相談電話等、外部の相談機関を紹介し、児童が相談しやすい環境を整える。

(3) いじめに対する措置

- ア いじめの発見・通報を受けたら、担任教師など特定の教員のみが抱え込むことのないよう、校長をはじめ関係職員でチームを組み対応する。
- イ 被害児童を守り通すという姿勢で対応する。
- ウ 加害児童には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。
- エ 教職員の共通理解、保護者の協力、必要に応じてスクールカウンセラー等の専門家や、警察署、児童相談所等の関係機関との連携のもとで取り組む。
- オ 問題解消の判断後も、その後の児童の様子を見守り、継続的な指導・支援を行う。
- カ いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見逃ごさない、生み出さない集団づくりを行う。
- キ ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署や法務局等も連携して行う。

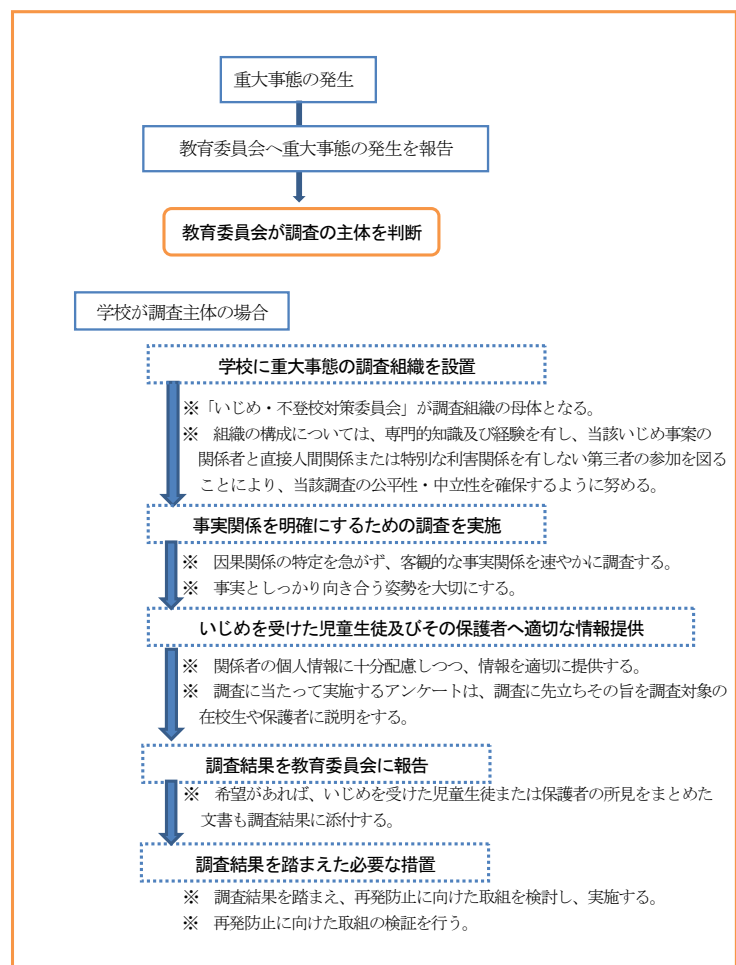
(4) 保護者・地域との連携

- ア 「館小学校いじめ防止基本方針」について、本校のホームページに掲載する。
- イ 学期1回の個人懇談会のみならず、学校行事や学年行事、集会活動など、保護者や地域の方が来校する機会を増やす。保護者や地域の方に学校の教育活動をみていただいたり、教師と保護者との懇談の機会にしたりする。

4 重大事態への対応

- (1) 重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告をし、「重大事態対応フロー図」に基づいて対応する。
- (2) 学校が事実に関する調査を実施する場合は、「いじめ・不登校対策委員会」を開催し、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。
- (3) 調査結果については、被害児童、保護者に対して適切に情報を提供する。

【重大事態の対応フロー図】



5 学校の取組に対する検証・見直し

- (1) 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については、PDCAサイクル（PLAN→DO→CHECK→ACTION）で見直し、実効性のある取組となるよう、努める。
- (2) いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による取組評価及び保護者への学校評価アンケートを年に2回実施（7月、12月）し、いじめ・不登校対策委員会でいじめに関する取組の検証を行う。